

質問第四〇号

安倍総理の連續在職日数が歴代最長となつたのは民主制を破壊する空前の憲法違反の繰り返しによるものであることに關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年九月十八日

小 西 洋 之

参議院議長 山東昭子殿



安倍総理の連続在職日数が歴代最長となつたのは民主制を破壊する空前の憲法違反の繰り返しによるものであることに関する質問主意書

一 第二次安倍政権はその発足以来、いわゆる「飯論法」などの徹底した答弁拒否、二〇一三年の憲法第六十三条の閣僚の議院出席義務違反、二〇一五年及び二〇一七年並びに二〇一〇年の三度にわたる憲法第五十七条の解散権の濫用（二〇一七年のいわゆる「改ざん総選挙」を含む）等々、我が国の議会制民主主義を否定する暴挙を繰り返してきたが、安倍総理の連続在職日数が歴代最長となつたのはこれら空前の民主制を破壊する憲法違反によるものではなかつたか。政府の見解を示されたい。

二 前記一で述べたような憲法違反のほかに法解釈ですらない不正行為によつて集団的自衛権行使を可能にするなど空前の憲法違反を重ねた安倍総理の連続在職日数が歴代最長となつたことは、我が国の民主主義において誇るべきものなのかについて、政府の見解を示されたい。

三 安倍総理の連續在職日数が歴代最長となつたことは、いわゆる世襲政治家である安倍総理の祖父である岸信介首相が太平洋戦争の開戦の詔勅に東条内閣の国務大臣として署名する等の最高の戦争責任を有する

政治家であるにもかかわらず、戦後に日本国憲法の下で総理大臣になったことと同様に、我が国の民主主義の汚点ではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。